

新司法試験調査会在り方検討グループ(第7回)議事録

(司法試験管理委員会庶務担当)

1 日時

平成15年7月8日(火) 15:00 ~ 17:05

2 場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(委員)

磯村保, 小津博司, 柏木昇, 釜田泰介, 鈴木健太, 中川英彦, 宮川光治
(敬称略)

(同委員会庶務担当(法務省大臣官房人事課))

池上政幸人事課長, 横田希代子人事課付, 古宮義雄試験管理官

4 議題等

中間報告について

5 配布資料

【席上配布資料】

資料1 新司法試験実施に係る研究調査会中間報告(たたき台)

資料2 在り方検討グループにおける意見の整理

資料3 科目別ワーキンググループにおける意見の取りまとめ

6 議事等

中間報告について

【釜田委員】それでは時間もまいりましたので、第7回の会合を開かせていただきます。本日の協議事項はお手元に配付されていると思いますが、中間報告の案について御審議いただきたいと思います。協議に入る前に配布資料について庶務担当から説明をお願いします。

【横田人事課付】(庶務担当から、配布資料「新司法試験実施に係る研究調査会中間報告(たたき台)」について、従前の在り方検討グループにおける協議結果と科目別ワーキンググループにおける協議結果を合わせて作成したものである旨説明。)

【宮川委員】本日、この「中間報告（たたき台）」だけを検討すれば良いのでしょうか。

【横田人事課付】「中間報告（たたき台）」に関する御意見、御協議をいただければと思っています。

【釜田委員】庶務担当の方で、今までの意見の状況を踏まえて案文を作成していただきましたが、「第1 はじめに」の部分が全く新しい部分だと思われます。それから後の部分は、この前御検討いただきました意見に、科目別ワーキンググループで検討した意見を付け加えて作っていただいたものですので、たたき台を中心に御議論いただくということではいかがでしょうか。（一同了承）

【宮川委員】進め方ですが、「第1 はじめに」という部分については今回初めて見る文章ですので、後に回していただいて「第2」以降を検討することでどうでしょうか。

【釜田委員】それでは、「第2」のところから入らせていただきます。

【小津委員】「第2」以降も、これまでの議論で意見がまだ分かれるかもしれないというポイントがいくつかあると思いますので、その所を中心に進めていただければと思います。

【釜田委員】既に前回までの所で大体一致を見た部分もありますので、なお検討を要するという事で、本日に回したところを中心に御意見を賜りたいと思います。

【宮川委員】「第2 新司法試験を通じて選抜すべき法曹像」の部分ですが、先般の議論に基づいてかなり修文して良いものになったと思います。私も、前回の議論を基に修文案を考えました。まず、2、3の委員の方から新司法試験が法科大学院の教育内容を踏まえたものとするべきであるということがどこかに書かれている必要があるのではないかという意見がありましたので、この二つ目「○」に、司法制度改革意見書の72ページの文章をそのまま持ってきて、「新司法試験は、法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に更に司法修習を施せば、…」として、末尾は「…判定することを目的とする。」と修文した方がより良いのではないだろうかと思います。それから、説明「・」の三つ目ですが、今の修文に対応して同じような内容を入れ、司法制度改革意見書の72ページの引用であることを示してはどうかと思います。それから、最後の説明「・」ですが枠囲みの中は「新司法試験の実施に当たっては、法科大学院における教育との有機的連携に配慮すると同時に、司法修習との有機的連携に配慮する必要があります。」となっていますが、ここの説

明部分ではこれが逆転して「新司法試験の実施に当たっては、司法修習との有機的連携に配慮すると同時に、法科大学院における教育との有機的連携に配慮する必要がある。」ということで、食い違いがあって座わりが悪いと感じられますので、これを枠囲みの文章に合わせ、そして、司法試験法と連携法の条文を引用したらどうかと思います。

また、「法曹像」というタイトルとこの枠囲みの中の内容とが相応しないという意見が前回あったと思います。そこで「目的」という言葉を入れたらどうかという意見もありましたので、それに従って「新司法試験を通じて選抜すべき法曹像とその目的」と修文してはどうかと思います。

【釜田委員】ありがとうございました。今の点についていかがでしょうか。

【横田課付】庶務担当の修文の考え方を御説明させていただきます。宮川委員御指摘のとおり、前回、二つ目の「○」について、文末を「判定することを目的とする」とした方が良いのではないかという修文意見がございました。庶務担当でも検討させていただきましたが、司法試験の目的は法定されていまして、司法試験法第1条に「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。」という規定があります。その関係で、新試験調査会の中間報告で別個に司法試験の目的を設定するのはどうかと思い、修文案からは「目的」という文言を外しました。それから、「法科大学院の教育内容を踏まえたものとし」以下の点についても、前回そのような修文意見をいただきました。そのうち、「教育内容を修得した法科大学院の修了者」という部分については、予備試験合格者も新司法試験受験資格を有することへの配慮という観点から、対象を法科大学院修了者に限定するようなニュアンスはできるだけ避けるべきだという考え方で外したものです。

【磯村委員】今の庶務担当の御指摘はもっともではないかと思いますが、そうすると「更に司法修習を施せば」の「更に」という言葉が必要かどうかという点が気になります。逆に「法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、司法修習を施せば」ということで良いのではないのでしょうか。「更に」というのは、何か前の過程があるというニュアンスが残っているように思われます。

【宮川委員】「更に」というのは司法制度改革審議会意見書の72ページの文章に入っています。

【横田課付】司法制度改革審議会意見書では、まだ予備試験を前提とされていなかったからではないでしょうか。

【小津委員】書くとしたら今の磯村委員の表現で良いのではないのでしょうか。も

もちろん、法科大学院のことは三つ目の「○」に書いてあるという読み方もできるし、元々はそういう考え方だったと思います。しかし、二つ目の「○」に司法修習のことを書くのであれば法科大学院についても言及し、「踏まえたものとし」とする程度で良いと思います。

【中川委員】私も宮川委員の意見に賛成です。二つ目の「○」の原文は少し冷たい感じがする。司法試験というものは、法科大学院のプロセスを判定するのは無理ですというようにも読める。司法試験というものは、非常に限定された能力を判定するだけのもので、後は知りませんという感じがする。これは、法科大学院の教育内容も可能な限り取り入れたものにするというニュアンスを出した方が良いと思う。ただ、全面的にそれを取り入れることも無理だということも良く分かりますから、そのところは表現の問題だと思います。それと、「有機的連携」という言葉は、分かっているようなのですけれども中味が無い。言葉がぽんと出てくるだけで、具体的に有機的な連携の例を出しておく、もう少し良く分かるのではないかと思います。司法試験と法科大学院との有機的連携というのは、何か非常に分かりにくい。

【磯村委員】例えば、出題の方法などが法科大学院における教育内容等を踏まえたものとされるというような意味だと思います。それから司法修習との有機的連携というのは、更に実務修習が残るので、そこまでは踏み込まないような試験だというような意味での調整だと思う。

法律にそう書いてあるのであれば仕方がないのですが、枠囲みの三つ目の「○」の「有機的連携」が重複するというのが、日本語的にあまり良くないと思います。「法科大学院における教育及び司法修習との有機的連携に配慮する必要がある。」という方がすっきりする。もし、法律にそういう文言があれば、それはやむを得ないとは思いますが。

【宮川委員】法文はそうではありません。法文は「法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携のもとに行う。」となっています。

【磯村委員】そうすると、「有機的連携」を繰り返すというのは冗長ではないでしょうか。

【宮川委員】ただ、連携法では二つをそれぞれ別号で書いていますが。私は、今の部分を磯村委員が言われたように修正するという点は賛成です。それから、その前の「○」の所ですが「かつ、十分にその教育内容を修得した法科大学院の修了者に」という部分が誤解を招く表現であるということであれば、この部分を「更に」を含めて削るということも賛成です。

【池上人事課長】「法科大学院の教育内容を踏まえたものとし、司法修習を施せ

ば…」とする。

【宮川委員】はい。

【釜田委員】「目的」についてはどうでしょうか。

【中川委員】あまり堅く考える必要はないのではないかと。何かこれによって物すごく悪いマイナスが出てくるのは別ですけれども、受験者の皆さんに分かりやすくしておくというのは大切なことなのではないかと。

【磯村委員】原案の「判定することになる。」という言い方が何か突き放したような感があるので、「判定するものとする。」というような言い方でどうでしょうか。「目的」というのは確か目指しているということであったと思いますが、そこまで強く書かなくても中味は十分表現されているという気がします。

【小津委員】今の御意見に賛成です。

【宮川委員】司法試験法の目的をもう少しパラフレーズすると、こういう内容ではないかという意味なのですが、その「目的」という言葉を入れた方がこの文章全体としては分かりやすくなると思いますけれども、そこはこだわりません。「ものとする。」で結構です。

【磯村委員】「かん養」というのは平仮名を使うのでしょうか。私は非常に違和感があるので、後で調べた上で漢字で「涵養」と書けないか調整してください。

【釜田委員】大体ここはよろしいでしょうか。それでは次に進みます。

【横田人事課付】次の「第3 試験実施の在り方」ですが、「試験科目ごとに独自性を認める」の部分の「独自性」という文言を「多様性」に改めました。

【鈴木委員】「多様性」というのもまだ少し強すぎるという感じがします。この前申しましたが、今の在り方検討グループと科目別ワーキンググループとの関係ではなくて、将来の司法試験委員会と考査委員会議、あるいは各科目との関係になるものですから、この段階で「多様性を認める」とまで言ってしまっても良いものかどうか。むしろ説明「・」の方では、「ある程度自由に工夫することを認めるべきである。」となっていて、これ自体には賛成なのですが、それを「多様性」という言葉に置き換えてしまうと、なおニュアンスが強すぎるという気がします。

【宮川委員】枠内でも「・」の説明文の表現をそのまま使えば良いのではないのでしょうか。「出題方針や配点等について」まで枠囲みに入れるかどうかは別とし

て、「試験科目ごとにある程度自由に工夫することを認める。」とすれば良いのではないか。

【小津委員】それで良いのではないのでしょうか。

【釜田委員】それでは、「第4 試験実施の枠組み」についてはいかがですか。

【磯村委員】ここは宮川委員から、合格発表をより早くするという修正提案がなされていたところではありませんか。

【宮川委員】それは在り方検討グループの意見の整理には入っています。

【横田人事課付】説明「・」の方に「将来的には、更なる早期化が可能かどうか検討する。」と入れました。

【宮川委員】枠組みの中に必ず入れなければならないとこだわっているわけではありません。

【磯村委員】それでは、ここはそれで良いのではないのでしょうか。

【宮川委員】それから、磯村先生がおっしゃった短答式試験の合格に必要な成績を得られなかった者について、そのことを通知するということが「合格に必要な成績を公表することなどについて検討する。」というまとめ方になっていますが、これで良いのでしょうか。

【磯村委員】これは庶務担当にも御意見を申し上げていたのですが、ここでは恐らく自己採点によるチェックが考えられていて、確かにコストを考えると、センター入試と同じように正解も発表されるわけですから、自己採点をして、合格ラインが示されれば自分で合否判断ができると思いますし、それは一つのやり方だとは思いますが。ただ、マークの付け間違い等の可能性を考えると、判断が不確実となる可能性もありますので、例えば、成績通知書のようなものを受験の願書提出時にあらかじめ提出させておいて、個別的に通知するというような方法もあり得るかと思います。

【横田人事課付】受験者には、何らかの形で成績を通知する必要があるのではないかと考えておりますが、その成績通知の法的性質、方法等はまたこれから検討していかなくてはならない部分です。「必要な成績を公表することなど」として、成績の公表に関連することを今後の検討に委ねた書き方です。

【磯村委員】いろいろな含みを残していただいているということで、表現として

はこれで良いのではないかと思います。

【横田課付】次の「2 試験日程」については修文はありません。「3 試験科目の範囲」については、もっぱら科目別ワーキンググループの検討結果をそのまま引用しています。

【鈴木委員】試験日程ですが、一括して試験を実施しないということの理由として、「科目ごとに試験時間が異なるものとされることなどから」と書かれていますが、これはあまり理由にならない。むしろ積極的な理由としては、「科目ごとに試験時間を設定することが相当である」ということが理由だと思います。現在のように3科目一括ですと、民法に余り時間をかけないで他の科目に時間をかけるということが可能ですが、そのようなことができなくなるということだと思います。ですから、理由としては、今申し上げたように「科目ごとの試験時間を設定するのが相当であることなどから」という程度でいかがかだと思います。

【磯村委員】各科目について同じ試験時間を設定したとしても分ける方が良いという趣旨だと思いますので、今おっしゃったとおりだと思います。

【釜田委員】それではそのように修文をお願いします。

【磯村委員】短答式試験のところで若干の意見を申し上げたいと思います。現在、法科大学院の認可申請が72機関あって、定員も6000名近くになるということが種々の議論の前提とされているようですが、これを所与の前提として議論すべきではないと思います。そもそも設置認可がどうなるかということが不確定であり、かつ定員の総数が相当数になったとしても、修了者数がどうなるかということは、更に不確定ですから、こういう公の場で審議するときには、その点に留意が必要なのではないかと思います。また、短答式試験の配点の在り方について、前回の段階で2:3:2という比率に落ち着きそうだということで、強い異論は差し控えておりましたが、個人的には、もう少し民事系の比率が大きくても良いのではないかという考えを持っています。中間報告にも、民事系の配点をより大きくするという意見もあったということが記載されていると、パブリックコメントを求めるときにも、少し意見の広がりがあり得るのではないかと思います。時間が限られていますので、その他の点についても何点かまとめて申し上げますと、一点は、2のところ具体的な満点の点数を書く必要があるのかどうか、それから1時間30分、2時間30分という数字が具体的に出ていますが、仮に2:3:2という配点比率を考えますと、それが時間配分と当然に連動すべきかどうかは別として、時間配分比率とが一致しておりませんので、その説明が必要ではないかと思います。もう一点は、在り方検討グループでは出ていなかった具体的な設問の数が、6ページの2行目に40~60問、60~80問と具体的に挙がっていますが、出題の形式自体についての多様性が留保されている中で、この数

字を示すと逆の制約になるのではないかという気がいたします。現在の短答式試験でも各科目20問という出題数になっていますが、仮にこの示されているものの中間を取って50問と75問というような比率で考えますと、憲法・刑法については25問程度ということになります。なおかつ、その問題形式が今よりも単純化するとすれば、実質的な問題数はむしろ増えずに、かえって減少するということになりかねません。短答式試験の問題数を増やして、より少し基本的なものを幅広く聞くということからすると、出題数についてもここで余り固定的な数字を挙げない方がよいのではないかと考えました。以上の点が短答式の在り方についての意見です。

【釜田委員】今の御指摘についていかがでしょうか。

【鈴木委員】前回申しましたように、私自体の考えは、なお民事系の配点にもう少し他の科目との差があっても良いということで、意見が変わったわけではないけれども、ここでの大勢の意見が2:3:2ということでしたので、その方向で意見を取りまとめることは異存がないということです。ただ、磯村先生がおっしゃいましたように、もしパブリックコメントの関係で全体的な多数意見はこうだけれども、こういう意見もあったという形で書き添えていただければ、それはありがたいと思います。

【小津委員】これは中間報告のまとめ方の問題でもありますので、ここだけで議論して良いかどうかという問題があります。もちろん一つのやり方としては、大体これが多数意見だということを書いておいて、特に異論がある所をわざわざ括弧してこのような意見もあったというやり方もあり得ると思います。ただ、あまりそれを乱発すると訳が分からなくなってしまいますので、一応多数意見で書いておいてパブリックコメントを見て、最終報告を作るというやり方もあります。どちらが良いかは両説あると思います。

【釜田委員】2:3:2という比率で示せば、いろいろな御意見があるでしょうね。

【磯村委員】そのような可能性を少し御検討いただきたいということであって、ここで変えてほしいということではありませんので、お含みいただいて、最後のところでまた御調整願えればと思います。

【釜田委員】この時間や問題数の辺りで、他に意見はありますか。

【小津委員】問題数についてですが、場合によってはもう少し多く作る余地も残しておいた方がよいということであって、一方では大体どれくらいということも書いておいた方がよいというのであれば、「少なくとも40～60問程度」と入

れる方法もあるのではないか。

【鈴木委員】問題数につきましては、私もこれだと少ない方に流れが行ってしまうのではないかと考えています。基本的には先ほどの磯村先生と同じような考えを持っています。ただ、少し表現は難しいのではないかという印象があります。民事系も科目別ワーキンググループにおける議論はだんだん80問に近づきつつあるということも聞いていますので、せっかくそのような流れがある中で60～80問としてしまうと、先ほど75問という数字が出ましたが、75問とか60問くらいで良いのかという話になって、仮に60問となると、どう割り振るかという問題で場合によっては民法20問ということもあり得るのかとなる。それでは、今と変わらないということになりますので、少し気になる点であります。

【中川委員】配点比率だけが、表現が非常に断定的ですね。

【横田人事課付】これは、前回、「おおむね」や「程度」という表現は省いて良いのではないかという御意見がありましたので、省かせていただきました。

【釜田委員】この点も科目別ワーキンググループとの意見交換の際に御意見をいただきますでしょうか。

【鈴木委員】それともう一点ですが、短答の方では説明の方に入っていますが、いわゆる融合問題が、原案ですと「問題作成の過程において適切な問題が考案された時に出题するものとする」となっていて、かなり消極的なニュアンスに感じます。私は、議論の流れが分かっていますので、確かにそう簡単に作れるものではないし、数も限られているということで、実質的には余り異存はないのですが、他の人が読んだ時には、かなり消極的な感じがすると思います。例えば、その前に「常に出题すべきものとはせず」と一言入れると、そういう流れの中でのこういう言葉なのかなということが分かる。私としては「(…限られることなどから、)常に出题すべきものとはせず」と入れると、こちらの伝えたいニュアンスが出てくるのではないかという気がします。これは論文式の方でも同様です。

【小津委員】今のと同じ点ですが、改めて中間報告としてまとめて外部に出すという目で見ますと、「いわゆる融合問題」という意味がうまく分かるかなという気がします。在り方検討グループと科目別ワーキンググループの間では、このような問題を考えたかどうかとか、いやそのような問題を絶対作れと言われたら困るとか、そういうやり取りがあって一応文案を練ってきました。しかし、考えてみると、例えば、刑事系で一つの設例を出して、その中から刑法のことを聞き、刑事訴訟法のことを聞くという場合に、そういう問題が融合問題なのかと言うと、多分、それは融合問題とは整理されないのではないか。融合問題というのは、もっと問題そのものが融合していることをイメージしている方が多いのかもしれない

と思います。あるいは、全く別の考え方で、設例が一本だったら融合問題だという受け止め方をする人もいるかもしれない。中間報告で、「融合問題」をどうするかを本当に書かなければいけないのかなと少し思い始めました。

【磯村委員】「融合問題」を定義することは非常に難しいですけれども、むしろ具体的に「いわゆる融合問題」の後ろに括弧書きで、「例えば、民法と民事訴訟法の領域が交錯するような問題」という一例を挙げるといえるのでしょうか。イメージを作ることだけが大事であろうと思いますので、厳密な定義よりも、むしろ具体例で示す方が良いのではないかと思います。

【鈴木委員】後ろの方で、論文式の民事系について「またがる問題」という表現があります。これが前に出てくる融合問題と同じかどうかという所も少し分かりにくい。民事系は毎年融合問題を出すのか、あるいは言葉を変えているので違うのかということになる。

【小津委員】司法制度改革審議会の意見書の中では、たしか「新司法試験は、例えば長時間かけてこれまでの科目割りに必ずしもとられずに多種多様で複合的な事実関係による設例をもとに問題解決、紛争予防の在り方等を論述させる。」というような少し違った表現があって、あの表現には非常にいろいろなことが入っているような気がしていました。つまり、そもそも刑事系とくっつけてしまっただけで良いのかという考え方もあると思いますし、磯村委員が言われる融合問題のこともいろいろなことを意識してあのような表現になったのかなと思うのです。

【横田人事課付】科目別ワーキンググループでの議論で、「またがる問題」というのは各法律分野にまたがっているだけで、複数の法分野が溶け込んでいるとは言えない問題というのもあり得るので、必ずしも「いわゆる融合問題」とは言えないとして、「またがる問題」という説明をしていると伺っています。

【池上人事課長】同じ科目内の二つの法分野をまたがっていれば融合問題であるという理解で良いのであれば、定義を書くよりも、磯村委員がおっしゃったような括弧書きで民法と民事訴訟法の両方にまたがる問題とか、そういう例示ができるのであろうと思います。それが、小問（１）、小問（２）というふうに、単に同じ事例を利用して、異なる法分野の設例を作るに過ぎないというようなものは融合問題ではないということになると、人によってもイメージが違っているところもあるのではないかと思います。なかなか定義が難しいと思います。

【柏木委員】ここでは「いわゆる融合問題」の正確な定義は分からなくても良いのではないのでしょうか。そういう考え方はだめでしょうか。と言うのはその正確な定義はまず不可能だと思いますし、それから、先ほど読み上げていただいた審

議会意見書でもいわゆる融合問題の内容は余りはっきりしていない。「多種多様で複合的な事実関係」ということも同様に内容がはっきりしません。しかし、はっきりしないままで良いのではないかという気がします。

【中川委員】ですけれども、最も典型的なのは科目間をまたがる問題でしょう。

【柏木委員】ただ、それも中途半端なのです。現実の問題は、独占禁止法と知財とが関連する問題とか、本当にいろいろな法分野に関連した問題が出てくるわけですが、司法試験ですと民事系の枠の中だけ、すなわち民事訴訟法と商法と民法の間の融合問題しかできないわけです。おのずとどうしても限界があるのだから、そんなに無理して作ることはないのではないかというのが私の意見です。どうせ、現実離れた枠内での融合しかできないなら、余り融合、融合ということ強調しない方が良いのではないかと思うのです。ですから、定義も余り明確なものとしなくても良いのではないのでしょうか。

【中川委員】括弧書きで、「例えば科目間をまたがる問題など」としておけば良いのではないのでしょうか。

【磯村委員】比較的広く捉えた概念で良いのではないかと思います。特に短答式の場合には、例えば、一部請求と時効中断の問題を考えると、恐らく従来から言えば民法だけでは出せない問題であったものを一つの問題で聞くことができる。そのようなイメージではないかと思います。先ほど鈴木委員がおっしゃったように、どちらかといえばもう少し積極的なポリシーを打ち出して、融合問題は、むしろ望ましい問題であるという位置付けが必要かと思えます。法科大学院の教育からは望ましい出題形式であるというような指摘もなされていたかと思えますので、そこを明らかにしておくことが必要だと思います。それとの関係で、枠囲みの内と外との関係ですが、第5の短答式のところでは枠囲みの外に書かれているのに対し、第6の論文式のところでは枠囲みの中で融合問題に触れているのですが、これは意識的に書き分けられたのでしょうか。

【横田人事課付】はい。改革審議会意見書も、論文式を前提とした書き方をしておりますし、融合問題について議論されているのも、論文式試験の方なので、論文式試験については特に注意を喚起する意味から枠囲み内で言及しております。

【宮川委員】先ほどの鈴木委員の修文意見の「常に出題するものとせず」という文が入ったとしても、この書き方では融合問題は出ないのだなという感じを受けます。

【池上人事課長】それは、短答式についてですか、論文式についてですか。

【宮川委員】論文式についてです。問題を作るのはなかなか困難であるということは理解できますけれども、これまでの議論の経緯を踏まえると、かなり後ろ向きで消極的です。

【小津委員】そこは、更に御検討いただければと思うのですけれども、「いわゆる融合問題」というものを広くとらえれば、それほど消極的に書く必要はない。磯村委員は内容まで積極的にという御意見だとは承知してはいますが、内容的に深く絡み合っている問題ということになると、試験を作る方はそんなに簡単には出せないということで、当然文章がやや消極的になっていく。私の感じでは、この「いわゆる融合問題」という言葉を少し広く取れるような言葉にして、もっとそういう問題も検討すると書けないかと思っています。ここは大事な問題ですので、科目別ワーキンググループとの意見交換をしていく必要があると思います。

【磯村委員】単純に融合問題という表記を使わずに、「複数の法分野にまたがる問題については」という言い方で改めてしまうという方法もあります。

【釜田委員】本日残された時間もあと少しとなりましたが、あと3項目残っていますどのような進め方といたしましょうか。

【小津委員】我々の方としては、既に在り方検討グループだけで書くとしたらこうだというのは文言を含めてかなり議論したと思います。今回、科目別ワーキンググループで検討されたことを含めて合体版になったので、この全部について我々だけで議論して良いかという問題があると思います。ただ、これまでの議論からすると、ここの所はまだ異論があるのではないかという所を、余り詰めて結論を出すのではなくて、ぽんぽんぽんと指摘する。その上で、科目別ワーキンググループとの意見交換の場において、その後はどういう仕組みで検討していこうかということで進めていけば良いかと思っています。

【釜田委員】それでは、そのような部分がありましたら御指摘いただけますでしょうか。

【鈴木委員】論文式問題数の所ですが、「各科目2問とする」と言い切ってしまうのが良いかどうか。問題数というのは数え方自体が結構難しいと思うのですが、大々問、大問、小問というようにいろいろとあるのですが、2問というのをどう考えるのでしょうか。数としても、例えば民事系ですと、ここに書いてあるような複数の法分野にまたがる問題を大々問として一つ大きなものを置くと、後もう一つ小さいものを置いて、これで2問ということで落ち着きが良いような気がするのですが、それを毎年できるものかどうかなど、いろいろとあると思いますので、余り2問というのを提示しない方が良いのではないかと思います。大々問でなければ、民事系ですと3問ということもあり得るでしょうし、逆に公

法系や刑事系も小問的なものを入れて増やすこともあるのではないかという気がします。各科目2問と言い切ってしまうのは、意味合いもはっきりしませんし、拘束が強くなりすぎる。数としても2問というとな少ないという感じがすると思います。

【磯村委員】私も同じ意見です。融合問題と言うかは別として、領域をまたがる問題の出題はなかなか難しいと総論で言いながら、民事系については何となくそれがむしろ前提となっている。その点も含めて、もう少し流動的な要素が残っているのではないかと思います。2問という言い切りについては、鈴木委員の意見と同じく、そこまでここで言う必要はないのではないかと考えます。

【宮川委員】6ページから7ページにかけて、最初の説明文と次の説明文、内容が同じようなことが書かれているので、ここをもう少し修正した方が良いと思う。

それから、重要な論点の一つは、磯村委員も言われている、論文答案の採点について、1点刻みの細かい基準で切り分ける従来型の採点評価ではなく、段階式評価が行われるべきであるという点であると思います。そろそろ大詰めですから議論したらどうでしょうか。

【磯村委員】中間報告の中で当然にこれに触れなければいけないかどうかという点については、私自身は若干違った感触を持っています。いろいろな採点基準を明確にする、採点者間でアンバランスが生じないようにする等々の点は、いわゆる段階評価をするか、あるいは1点刻みの付け方をするかということについてはニュートラルではないかと考えています。その上で、新しい採点の在り方については、従来に比して、法的構成だけではなく事実分析等、より多様な観点を考慮するということになると、その多様な観点を考慮したことが成績に反映されるような評価の仕方が必要ではないかと思います。少なくとも私の理解では、従来の論文式の出題は論点がまずあって、それを織り込んだ事実関係を作って、それぞれの論点については結論が違いうるけれども、おおむねこういう方向とこういう方向があるというような、「正解」のバリエーションというものが予想できるようなパターンだと思っています。新しい出題方法が、もう少し多様な解答の可能性を許すものであるとすると、予想していなかった論点が現れるということも、今よりはるかに高い頻度で生ずるであろうと思います。そういういろいろな観点が十分に考慮されるような評価方法を考えるときには、いろいろな採点の仕方があるのではないかと思います。もう一つは資格試験という面を考慮した時に、合計で例えば480点は合格、479点は不合格というようなシステムが、法曹になるべき資格を与えるかどうかという判断に際して意味があるのか、その1点の違いで本当に質的な差をつけることができるのだろうかという疑念があります。段階式評価を行うべきであるという表現を中間報告に盛り込むべきであるという趣旨ではなくて、少し意見として申し上げさせていただいたということです。

【中川委員】6ページの論文式試験の在り方の一番上の表現なのですが、「公法系科目，民事系科目及び刑事系科目の出題については，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等を十分に見ることを基本とし，実践的な能力の判定にも意を用いる。」となっています。だから，基本は「事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力等」であって，「実践的な能力」というものは若干遅れるものですという感じがする。これがちょっと気になっていまして，在り方検討グループの意見の取りまとめの3ページでは，「多種多様で複合的な事実関係に基づく設例を読ませた上で，法的に意味のある事柄を取り出させてその事実関係にふさわしい解決策，紛争予防の在り方等を示させたりすることなどにより，事例解析能力，論理的思考力，法解釈・適用能力を十分に見ること」となっている。これは実践能力というか，そちらの方に重点が置かれている感じがする。少しそこに齟齬（そご）があるのではないのでしょうか。

【宮川委員】この二つの説明文を，在り方検討グループのまとめのような形で合体させた方が良い。この6ページから7ページは，司法試験法の3条2項を引用して，それに照らせばと頭書きが付いてますが，それは必要なくて，むしろ在り方検討グループの意見の整理の3ページの中川委員が言われたことを，そのまま持ってきた方がすっきりするのではないかと思います。

【中川委員】司法試験法の3条4項では「知識を有するかどうかの判定に偏することなく，法律に関する理論的かつ実践的な理解力，思考力，判断力等の判定に意を用いなければならない。」となっている。要するに，理論的なものと実践的なものとを同列に考えているように読める。これは，ここの表現ですとこれを基本として実践的な能力にも意を用いるというだけのことから，何か少しバランスが悪い。

【磯村委員】付け足し的な雰囲気がありますね。

【池上人事課長】それでは3条4項の趣旨に沿って修文いたします。

【中川委員】そうすると法科大学院の流れの所と合ってくる感じがします。

【鈴木委員】細かな点ですが「長文の」というものと「比較的長文の」というものがあるのですが，比較的というのは何か意味があるのでしょうか。

【横田人事課付】ここでは，どの程度のものを「長文」と呼べるのかははっきり定義するのが難しいので，「比較的」という言葉を付けました。

【中川委員】これは表現だけの問題ですが，例えば6ページの「問題を読ませた上で」とか，この辺りにお上意識が入っていると思います。もう一箇所「行わせ

る」とか、こういう部分は少し気にしておいた方が良いでしょう。

【小津委員】出題する側を主語とする場合には他の書き方はなかなか難しいと思いますが、修文を検討していただきましょう。

【宮川委員】先ほど磯村委員が言われたことについては、私も賛成の立場ですが、こういう考え方を中間報告でどう扱うか。どこかに少数意見としてまとめて、パブリックコメントを聞いてみたらどうでしょうか。段階式評価を行うべきという意見は、日弁連の法科大学院センターの中で議論すると多数意見です。資料の日本法律家協会の意見書も、従来の採点方法とは異なった方法を検討するように求めたいとしています。今までとは違った新しい司法試験としようというのですから、評価の方法もそれにふさわしいものを構築すべきではないかと考えます。7月11日に、その点について少し時間を取って議論させていただいて、できればそのような意見もあり、議論がされたのであるということが分かる取り扱いをしていただければと思います。

【釜田委員】全項目にわたる検討は済みませんでした。本日はここまでといたしましょう。今後の予定について庶務担当からお願いします。

【横田人事課付】次回は7月11日になります。中間報告公表以降の予定につきましては、意見募集は8月1日ころから9月19日ころまでの50日間程度を考えております。

【釜田委員】それでは本日はここまでということで。